

朝日小学校 いじめ防止基本方針

第1条 名称

朝日小学校 いじめ防止基本方針（以下 基本方針）と称する

第2条 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条 いじめ防止に向けた学校基本方針

- 1 いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものと認識する。
- 2 いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、全教職員で情報を共有し、いじめを許さない環境づくりをする。
- 3 いじめを受けていると思われるときは、適切かつ速やかに対応し問題を解決する。
- 4 起こった場所は学校の内外を問わない。

第4条 いじめに対する取組

1 未然防止の取組

児童一人一人が互いに認め合える心を育むことが大切であり、以下の事項について重点的に取り組む。

【いじめと疑われる行為】

- ①悪口 ②仲間外れ ③嫌なあだ名を言われる ④蹴られる
⑤叩かれる ⑥いたずら（物を隠されたり壊される等） ⑦落書き

- (1) 学級経営の充実
 - ・計画的な学級経営、温かな人間関係あふれる学級づくり
 - ・話し合い活動や学級活動の充実
- (2) 学習規律の徹底
 - ・斜里町学力向上推進委員会による学習規律の徹底
 - ・教務部による学習規律の徹底
- (3) 楽しく分かる授業づくり
 - ・基礎・基本的事項の徹底習得
 - ・算数におけるTT及び習熟度別少人数指導の実施
 - ・発表し合える場面の設定（言語活動の徹底）
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の充実
- (5) 児童会活動の充実
 - ・異学年活動の充実
 - ・委員会活動の充実
- (6) 道徳教育の充実
 - ・いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底する。
 - ・生命の尊重、生命の大切さの育成
- (7) カウンセリングマインドを生かした生徒指導の充実
 - ・積極的な生徒指導の取組
 - ・教育相談の充実

(8) 共生活動の充実

- ・福祉活動を通じたふれあいから相手を思いやる心の育成
- ・一人一人のよさや違いを認め合える共同学習

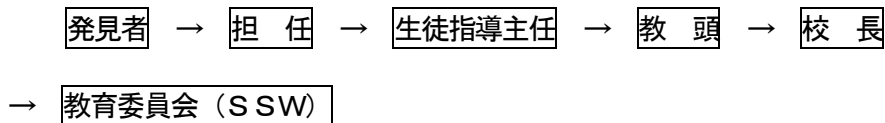
2 早期発見の取組

- (1) 担任・他の職員による発見
朝自習、休み時間、放課後等児童の様子や些細な変化に気を配ること。
- (2) 児童の訴えによる発見
日常的に児童とのコミュニケーションを図り人間関係を築くと共に、小さな変化を見逃さないように努めること。
- (3) 保護者と担任間の情報交流による発見
保護者との連絡を密にし、より良い信頼関係を築くこと。
- (4) いじめアンケートや面談による発見
5月、11月、2月の年3回 いじめアンケート実施し、必要に応じてアンケート及び個別の面談を繰り返し行うこと。

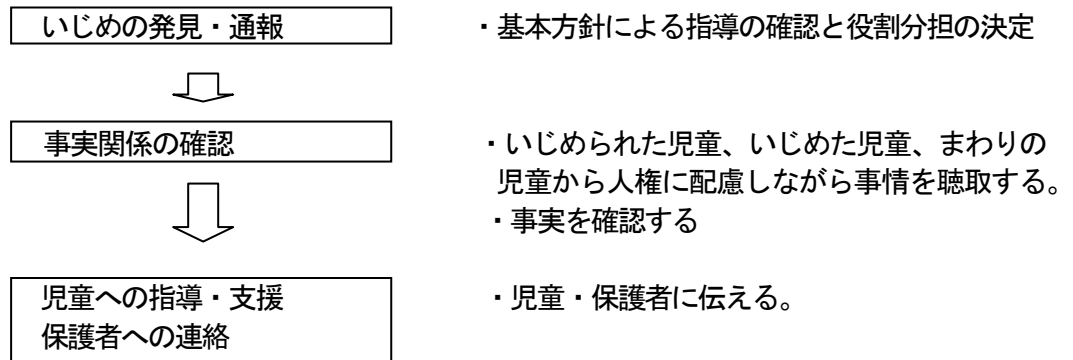
第5条 いじめを発見したときの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと基本方針に基づいて事実関係の把握、被害児童のケア、加害者児童の指導など、問題解決まで行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められる場合には、斜里町教育委員会と連携を図り、斜里警察署等関係機関と相談して対処する。

1 連絡体制



2 対応の流れ



3 いじめた児童に対する指導

- (1) プライバシーに配慮しながら、いじめはいじめた人が肉体的・身体的にいじめられた人を傷つける行為であることを理解させること。
- (2) 事実確認後、いじめの程度に応じて4段階で指導すること。

段 階	担 当	いじめの種類
1 段階	担任による指導	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間外れ ・悪口 ・いたずら ・叩かれたり蹴られる

2段階	生徒指導部による指導	・落書き ・他学級に係わる問題
3段階	教頭による指導	・不登校
4段階	校長による関係行政機関との連携 ・協力による指導	・家出 ・自殺等のほのめかし

- (3) 担任及び生徒指導主任・教頭が保護者に連絡し、学校の経過及び指導方針を伝える。
 (4) 担任及び生徒指導主任・教頭がいじめがなくなったことを確認するまで、指導をつづける。

4 いじめられた児童に対する指導

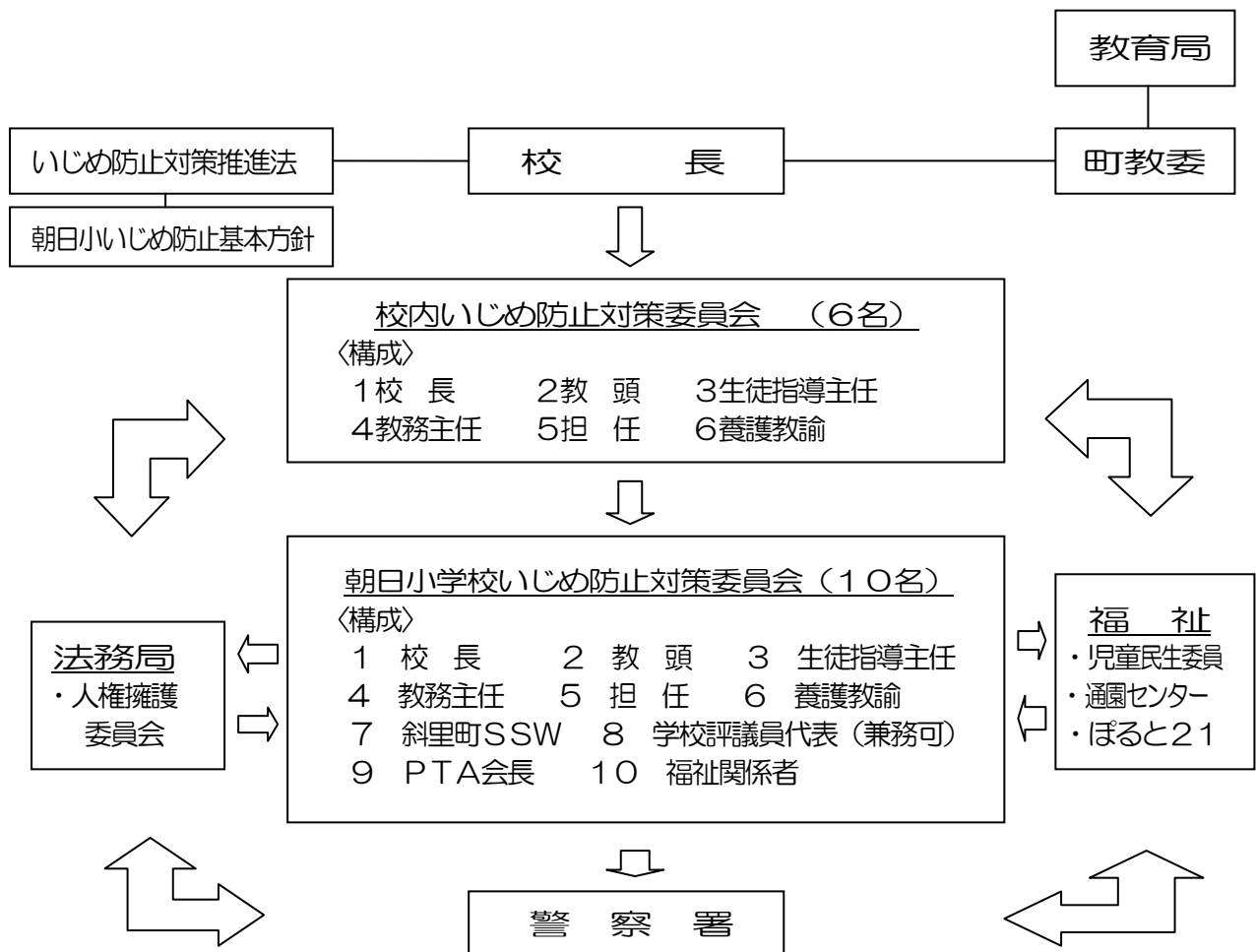
- (1) 話を傾聴し、全教職員による指導体制及び児童による支援体制等、不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。
 (2) 常に養護教諭やスクールソーシャルワーカー（SSW）、その他専門的な知識のある者と連携を図る。

5 その他

- (1) 事実確認により判明した情報は、全教職員で共有すること。
 (2) いじめの問題への対応は教職員の毅然とした方針のもと、自分たちの問題として受け止めさせ、主体的に対処できる児童の育成をめざすこと。

第6条 いじめ防止のための校内組織

校長は第5条第3項に基づき、いじめ防止等に組織的に対応するため、下記の各委員会を招集し、取組の実施、進捗状況の確認を行う。



平成29年度

第7条 任 期

- 1 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合は後任を人選し、残り任期期間とする。

第8条 年間行動計画（年間の学校教育活動全体を通じて）

校長は組織的・計画的に、いじめ防止に対応することとする。

1 いじめアンケートの実施

- ・第1回 5月・・・個別面接
- ・第2回 10月・・・個別面接
- ・第3回 2月・・・個別面接

2 朝日小学校いじめ防止対策委員会の開催

- ・第1回（前期） 10月中旬
- ・第2回（後期） 2月下旬

3 その他

月	実 施 内 容
毎 月	朝日小セーフティー宣言の日
	PTA会長との情報交流
4月・11月	Q-Uテストによる人間関係、ひとりぼっちの児童調査
9 月	学校中間評価（アンケート）
10月・2月	学校評議員会（いじめ関係）
11月	人権教室の実施
2 月	学校評価（アンケート）
3 月	学校関係者評価

附 則

平成26年5月21日施行

平成27年10月11日改訂

平成29年3月13日改訂